

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2329号)

令和2年10月28日

横情審答申第2329号

令和2年10月28日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年5月15日中生支第341号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成28年度2月分生活保護費代理受領金領収書 本人分（平成29年2月の生活保護費の金額のわかる書類）」の個人情報開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成28年度2月分生活保護費代理受領金領収書 本人分」のみを特定し、開示とした決定は妥当ではなく、審査請求人に係る平成29年1月20日付保護決定通知書及び同年2月6日付保護決定通知書並びに審査請求人に係る平成29年2月2日分の集合命令金額債権者表についても審査請求人の保有個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「平成29年2月の生活保護費の金額」の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成31年3月19日付で「平成28年度2月分生活保護費代理受領金領収書 本人分」（以下「本件保有個人情報」という。）を特定して行った個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件本人開示請求に対し本件保有個人情報を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 平成29年2月の生活保護費の金額が分かる書類としては、保護決定通知書、生活保護費代理受領金領収書が存在する。

このうち、保護決定通知書は、平成29年1月20日付で審査請求人に通知しており、審査請求人も同決定通知書を保有していると考えられる。そのため、開示を求めているのは、生活保護費代理受領金領収書と解されるため、本件保有個人情報を特定した。

- (2) 本件保有個人情報には、保護係員の欄に担当者印が押印されており、また、領収年月日及び領収印の欄に「29. 2. 3」と領収年月日が記載されている。なお、横浜市長印を押印するものではない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件本人開示請求どおりの開示を求める。
- (2) 本件保有個人情報には、横浜市長印がない。
- (3) 本件保有個人情報には、生活支援課取あつかい者印及び生活支援課事務室取あつかい者印がなく、押印されている日付が、平成29年2月何日か不明である。
- (4) 開示請求しているのは、平成29年2月の生活保護費の金額であり、それを証明する横浜市長の押印である。平成29年2月の生活保護費の金額のわかる書類ではない。
- (5) 審査請求人は、平成28年2月には生活保護を受けていないので、平成28年度2月分生活保護費代理受領金領収書があるはずがない。
- (6) 生活支援課事務係が保有する平成29年2月3日の生活保護費の金額を開示請求している。また、生活保護決定通知書、生活保護費代理受領金領収書以外にも、生活保護費支配証明書がある。
- (7) 審査請求人は、生活保護費代理受領金領収書に押印した記憶がない、しかもカラーコピーである。

また、担当者一人の押印では証拠にならない。しかも、この押印はシャチハタかどこにでもある印鑑である。審査請求人の押印の両隣に生活支援課取扱者の押印と生活支援課事務係取扱者の押印があると思われるが、朱肉のようなものはあるが不明である。
- (8) 生活保護費代理受領金領収書とは、生活保護受給者本人が窓口払いの窓口で並ぶのが困難な場合、代理人を立て、保護費を受領する領収書である。受給者本人の押印ではおかしい。代理人が受給者本人の押印をすれば偽造となる。

したがって、この開示された文書は、公文書偽造及び個人情報の改ざんとなる。

5 審査会の判断

- (1) 生活保護費支給に係る事務について
 - ア 生活保護費は、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づき、生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて、厚生労働大臣の定める基準により算定し、支給されるものである。
 - イ 横浜市では、横浜市福祉保健センター長委任規則（平成13年12月横浜市規則第111号）を定め、法による保護の決定及び実施に関する事務を各区の福祉保健センター長に委任しており、生活保護費の支給金額は、生活保護法施行細則（昭和31年10月横浜市規則第79号）第4条第1項で定める保護決定通知書により、各区の福祉保健センター長が受給者に通知する。

ウ 生活保護費は、口座振込、窓口払い又は現金送金のいずれかの方法で受給者に支給する。

窓口払いの受給者のうち、指定された日時に窓口で受け取ることが困難な場合は、受給者が福祉保健センターの生活支援課事務係長を代理人と定め、その代理人に生活保護費を受給する権限を委任することができる。その場合、委任状を実施機関に提出することになる。これにより、代理人が一旦生活保護費を受領し、受給者の都合のよい日時に、ケースワーカーが受給者に生活保護費を支給する処理をしている（この処理を以下「代理受領による支給」という。）。ケースワーカーが生活保護費を支給する際、受給者から生活保護費を受給したことの証として生活保護費代理受領金領収書を受領している。

窓口払いの際は、集合命令金額債権者表によって生活保護費支給の管理をしている。当該文書では、受給者ごとに、領収金額、内訳、領収年月日等が記載され、受給者に領収の押印をしてもらうことで、支給の確認をしている。ただし、代理受領の場合には、領収印欄には代理受領する職員が代理受領する際に押印をすることになる。

エ 代理受領による支給については、横浜市福祉保健センター生活保護関連現金等取扱要領（平成6年8月1日福保第244号。以下「要領」という。）に基づいて事務を行っている。

現金等の入出金については、課長・係長の承認を得る必要がある（要領第3条）、代理受領金の出金処理を行い、支給する場合は受給者から領収（受領）書を徴取する旨が規定されている（要領第4条第3項第2号）。

当該領収書は受給者が生活保護費を受領したことを証明するものであるため、受給した年月日と金額が記載されたものに、受給者が押印をすることになる。

当該領収書のタイトルが生活保護費代理受領金領収書である。この領収書のタイトルや様式等については、現金取扱マニュアル（平成29年1月改訂版）に記載されている。

なお、実施機関は、代理受領による支給の際は、ケースワーカーが代理受領金をどのように処理したか記載する書類として委任状払い扶助費（代理受領金）確認簿兼管理簿を作成し、また、事務係が代理受領金をケースワーカーに渡し、ケースワーカーから領収書を回収したことをチェックするための書類（以下「チェックシート」という。）を作成しているが、これらは、進捗管理や点検のための

ものであり、管理終了後に廃棄している。

(2) 本件保有個人情報について

個人情報本人開示請求書の記載から、本件本人開示請求の対象保有個人情報は、審査請求人に係る平成29年2月の生活保護費の金額を証明する文書であると解される。

実施機関は、対象となりうる保有個人情報としては、保護決定通知書、生活保護費代理受領金領収書が存在するが、①保護決定通知書については、平成29年1月20日付で審査請求人に通知しており、審査請求人も同決定通知書を保有していると考えられること、②過去に複数回同様の開示請求があり、生活保護費代理受領金領収書を特定し開示していることから、本件についても生活保護費代理受領金領収書のみを対象保有個人情報として特定し、開示している。

(3) 本件保有個人情報の特定の妥当性について

ア 本件保有個人情報について、当審査会で令和2年8月26日に実施機関から事情聴取を行ったほか、不明な点について別途実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 個人情報本人開示請求書の記載からは、一般的には保護決定通知書も特定するところだが、本件については、保護決定通知書は何度も写しを交付しており、また、過去に複数回平成29年2月の特定日に審査請求人が受領した生活保護費の金額が分かるものを求める開示請求があり、その際に生活保護費代理受領金領収書を特定していたため、今回もその時と同様の開示請求と解し、本件保有個人情報のみを特定した。

(イ) 生活保護費を支給したことを横浜市として証明する文書はない。

(ウ) 生活保護費を支給したことを確認する書類としては、集合命令金額債権者表があるが、本件では、代理受領による支給のため、集合命令金額債権者表の領収印欄は受給者の押印ではなく代理受領した係長の押印となっているため、特定しなかった。

(エ) 本件に係る委任状払い扶助費（代理受領金）確認簿兼管理簿及びチェックシートは保存されていない。

(オ) 生活保護の廃止等があったため、平成29年2月の最終的な生活保護費は、0円である。

(カ) 平成29年2月の生活保護費の額が0円であることは、平成29年2月6日付

保護決定通知書において、金額がマイナス表記されており、当初決定された金額が全て戻入される内容に変更されていることから確認できる。

(キ) 生活保護の決定は区の福祉保健センター長の委任事務であり、保護決定通知書に市長印を押印することはない。

(ク) 審査請求人の指摘する生活保護費支配証明書という文書については、作成し、又は取得しておらず、保有していない。なお、生活保護受給証明書という文書はあるが、受給者からの申請によって、生活保護の受給期間等を証明するものであるところ、審査請求人からの申請はないため、作成していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関は、対象保有個人情報、平成29年2月に審査請求人が受領した生活保護費の金額が分かる書類であると解釈し、生活保護費代理受領金領収書のみを本件保有個人情報として特定し、開示している。

当審査会において、審査請求人に係る平成29年1月20日付の保護決定通知書（以下「1月20日付決定通知書」という。）及び本件保有個人情報を見分したところ、当該決定通知書は、平成29年2月分の保護費の支給について決定した内容を通知するものであり、また、本件保有個人情報は、当該決定通知書で決定された支給額について、受給者である審査請求人の領収印が押印された領収書であることが確認できた。なお、領収書の領収年月日は日付印で記載されているところ、一見すると日の記載が欠けているように見えるが、よく見ると領収印と重ねて印字された日の記載を判読することができた。また、当該決定通知書で決定された支給日と本件保有個人情報に記載されている領収年月日は異なっていたが、これは、代理受領による支給が行われたためである。

したがって、実施機関が、当該領収書を本件保有個人情報として特定したことは妥当といえる。

なお、審査請求人は、平成28年2月には生活保護を受けていないので、平成28年度2月分生活保護費代理受領金領収書があるはずがないと主張するが、平成28年度2月分という表記は、平成29年2月のことであるため、特定に問題はない。

また、生活保護費代理受領金領収書とは、生活保護受給者本人が窓口払いの窓口で並ぶのが困難な場合に、代理人を立て、生活保護費を受領する領収書であるため、受給者本人の押印ではおかしいとも主張しているが、上記(1)エの

とおり、当該領収書は受給者が生活保護費を受領したことを証明するものであり、受給者が押印をする書類である。代理人が受領したことについては、下記(イ)のとおり、集合命令金額債権者表への押印によって確認する仕組みとなっている。

- (イ) 次に、審査請求人は、過去に複数回、同様の開示請求をしているにもかかわらず、改めて本件本人開示請求をしている。このことについて、実施機関は、過去に複数回同様の開示請求があり、生活保護費代理受領金領収書を特定し開示していることから、本件についても生活保護費代理受領金領収書のみを対象保有個人情報として特定したと説明している。

しかし、当審査会において過去複数回の個人情報本人開示請求書を見分したところ、具体的な日付や支給額を記載したうえでの開示請求であり、特定日における実際の支給額が分かる書類を請求していることが明らかである。これに対して、本件本人開示請求に係る個人情報本人開示請求書には、「平成29年2月の生活保護費の金額」と記載されており、具体的な日付や支給額は記載されていないという違いがあることが確認できた。

そのため、過去の本人開示請求と本件本人開示請求を簡単に同様の趣旨の請求とみることはできないと解される。

そこで、他にも特定すべき対象保有個人情報がないかを以下検討する。

- (ウ) 実施機関の説明によれば、代理受領の際には、代理受領した職員が集合命令金額債権者表に押印をするとのことである。そこで、当審査会において、1月20日付決定通知書と併せて審査請求人に係る平成29年2月2日分の集合命令金額債権者表及び審査請求人が実施機関に提出している平成28年7月21日付委任状を見分したところ、審査請求人の生活保護費については、1月20日付決定通知書で通知された支給額を、当該決定通知書で通知された支給日に受任者である職員が代理受領していることが確認できた。

したがって、これらの文書も代理受領による支給によって、平成29年2月に支給された生活保護費の金額を裏付ける資料であるということができ、1月20日付決定通知書及び当該集合命令金額債権者表についても、対象保有個人情報として特定すべきである。

なお、実施機関は、保護決定通知書については、平成29年1月20日付で審査請求人に通知しており、審査請求人も同決定通知書を保有していると考えられ

ることから、対象保有個人情報として特定しなかったとのことであるが、審査請求人が保有しているからといって実施機関の判断で対象保有個人情報から除外してしまうのは、妥当ではない。

その他、本件に係る委任状払い扶助費（代理受領金）確認簿兼管理簿及びチェックシートについては、保存されていないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

- (エ) また、個人情報本人開示請求書の記載からは、対象保有個人情報は、平成29年2月に審査請求人に支給された生活保護費の金額を証明する文書に限定されておらず、最終的に決定された2月の生活保護費の金額を証明する文書を求めているようにも解釈できる。

そこで、当審査会において、審査請求人に係る平成29年2月6日付の保護決定通知書（以下「2月6日付決定通知書」という。）を見分したところ、審査請求人は、同月3日に生活保護の対象から外れており、その結果、平成29年2月の最終的な生活保護費は、1月20日付決定通知書の金額から変更され、0円となっていることが確認できた。

そうであれば、平成29年2月の生活保護費を最終的に決定している2月6日付決定通知書についても、対象保有個人情報と特定すべきである。

なお、保護決定通知書には市長印が押印されていないのは、上記(1)イで記載したとおり、福祉保健センター長に委任されているためである。

- (オ) 審査請求人は、生活保護費支配証明書も対象となる旨主張している。

この点については、生活保護費支配証明書に心当たりはなく、保有していないという実施機関の説明に不合理な点はなく、文書の存在を推認させる事情も見当たらない。また、生活保護受給証明書という文書はあるが、受給者からの申請によって、保護の受給期間等を証明するものであるところ、そもそも審査請求人からの申請はないため、作成していないという実施機関の説明にも不合理な点はない。

- ウ 以上のことから、実施機関が本件保有個人情報のみを特定したことは妥当でなく、1月20日付決定通知書及び2月6日付決定通知書並びに審査請求人に係る平成29年2月2日分の集合命令金額債権者表についても、対象保有個人情報として特定すべきであった。

- (4) その他

審査請求人は、本件保有個人情報について、横浜市長印がないことや取扱者印や日付が不明であることから、偽造された文書である旨を主張している。

この主張は、文書の開示非開示の判断に対する疑問というよりは、文書に記載されている内容に関する疑問の表れである可能性がある。例えば、本件保有個人情報のタイトルにしても、受給者が生活保護費を受領した領収書であることが分かりにくく、それが、受給者の誤解を招く要因の一つにもなっているようにも思われる。実施機関においては、単に情報の開示、非開示の判断をするのみでなく、文書の意味や記載されている内容について、可能な限り丁寧な説明と対応を行い、審査請求人の理解を得られるよう努められることを希望するものである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件本人開示請求に対し、本件保有個人情報のみを特定し、開示とした決定は妥当ではなく、1月20日付決定通知書及び2月6日付決定通知書並びに審査請求人に係る平成29年2月2日分の集合命令金額債権者表についても対象保有個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 西川佳代

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年5月15日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和元年6月11日	・審査請求人から意見書を受理
令和元年6月12日	・審査請求人から意見書（追加）を受理
令和元年6月20日 （第248回第三部会） 令和元年6月21日 （第328回第一部会） 令和元年6月28日 （第361回第二部会）	・諮問の報告
令和2年3月27日 （第377回第二部会）	・審議
令和2年7月8日 （第380回第二部会）	・審議
令和2年8月26日 （第382回第二部会）	・実施機関から事情聴取 ・審議
令和2年9月9日 （第383回第二部会）	・審議
令和2年9月23日 （第384回第二部会）	・審議